厚生労働省
群馬労働局

Press Release

厚　生　労　働　省
群 馬 労 働 局 発 表
平成 28 年7月 28 日

【照会先】
群馬労働局職業安定部職業安定課
課　　長　　根岸　誠
地方職業指導官　中野　直美
（代表電話）027-210-5007

報道関係者　各位

「ユースエール認定企業」群馬県で２社目の認定企業が誕生しました！

～2016 年度では１社目の認定～

群馬労働局（局長　半田和彦）は、この度、若者雇用促進法に基づき、群馬県で２社目（2016 年度については１社目）となる、「ユースエール認定企業」として、株式会社中沢工業所（代表取締役　中澤　志光）を認定しました。

つきましては、上記認定企業に対する認定通知書交付式を以下のとおり開催します。

【認定通知書交付式】
日　時　　平成２８年８月４日（木）１１：００～
場　所　　前橋地方合同庁舎１階　共用会議室
（前橋市大手町２丁目３番１号）

ユースエール制度は、平成 27 年 10 月１日施行の若者雇用促進法によって創設された、若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況などが優良な中小企業に対して、厚生労働大臣が認定する制度です。

認定を受けた企業は、認定マークを広告、商品、求人広告などに使用でき、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。

また、労働局やハローワークによる重点的なマッチング支援、助成金の優遇措置などを受けることができます。

さらに、平成 28 年度から、新たに「日本政策金融公庫による低利融資」と「公共調達における加点評価」の対象になります。

ユースエール認定企業PRシート

企業名	(フリガナ) カブシキカイシャ　ナカザワコウギョウショ 株式会社　中沢工業所
所在地	〒370-1201 高崎市倉賀野町2918-14
事業内容	自動車部品・医療機部品・繊維機械部品・ＯＡ部品の試作から量産までのプレス及び精密板金加工とプレス金型設計・製作
従業員数	67
設立年度	1937
事業所番号	1002-210014-7

順送150t＋プレスロボット110t(6連)

シングルパンチ　HMX3510NT

YAGレーザー溶接機　YLR15002

正社員の募集、定着状況		新卒者等 ※1			新卒者等以外(35歳未満)		
		前年度	2年度前	3年度前	前年度	2年度前	3年度前
	募集状況 ※2	○	○	○	○	○	○
	採用者数 (男性)	0	2	0	0	0	0
	採用者数 (女性)	0	0	0	2	0	0
	採用者数 (合計)	0	2	0	2	0	0
	離職者数	0	0	0	0	0	0

平均継続勤務年数	12.9 年	前年度の有給休暇の平均取得日数	13.1 日／年
従業員の平均年齢	43.9 歳		
前年度の育児休業の取得状況※3	(男性) 0 人/ 0 人 (女性) 1 人/ 1 人	前年度の月平均所定外労働時間	(月平均) 21.1 時間
役員・管理職の女性割合	(役員) 25.0 %	(管理職) 9.0 %	

研修制度	入社時４月～６ヶ月社内実習と社外研修を行います。技能検定等をはじめ、技術、管理研修を行います。
自己啓発支援制度	ＱＣ検定、エコ検定など推奨しています。
キャリア・コンサルティング制度	随時実施。希望する社員に対して、面談等行っております。
メンター制度	(有 ・ (無))
社内検定制度	スポット溶接検定制度、製品検査員検定制度
企業HP	http://www.nexus-n.co.jp
企業採用ページ	

社長や先輩職員からのメッセージ	(社長) モノ造りの楽しさ、充実感を実感できる職場です。日々レベルアップして、活躍することを期待しております。 (先輩職員) キャリア（新入社員、中堅社員、管理者、技能者等）に応じた研修が充実しております。たくさんの資格が取得出来て、自信もつき、昇格も期待できます。
求める人物像・選考基準	明るく挨拶が出来る人で、前向きに考え行動できる人、自分の役割を理解して行動できる人／社会人になっても、自分自身のレベルアップを計ろうとする意欲をみる
福利厚生制度	ボーリング大会、２年に１度の社員旅行、お花見、ＱＣ発表会、各種保険完備
インターンシップ受入	((可)・否) ・実施できる内容：出荷検査、スポット溶接作業 ・受入可能時期：随時 ・受入人数：
職場見学・職場体験の受入	((可)・否) ・実施できる内容：出荷検査、スポット溶接作業 ・受入可能時期：随時 ・受入人数：
出張講話の可否	(可 ・ (否))
求人番号	10020-98068
非正規の職場情報※4	
備考	・週労働時間60時間以上の正社員の割合0.0% ・直近三事業年度の女性育児休暇等取得率100% ・詳細につきましては、ホームページもご参照下さい（http://www.nexus-n.co.jp）

○事業所ＰＲシートをご覧になった方へ！
この事業所ＰＲシートは、35歳未満の方を対象とした内容（ユースエール認定企業）となっております。予めご了承下さい。
○事業所番号、求人番号はハローワークで求人を受理した場合に記載されます。なお、既に充足している場合、求人番号が空欄になるかリンク先においてその旨表示されます。

※１　新規学校卒業者及び既卒３年以内の者で新規学校卒業者と同等の処遇を行う正社員に就職をした者。
※２　正社員の募集を行った年度に○を付している。
※３　【男性】育児休業等の取得者数／配偶者が出産した男性労働者の数【女性】期間内の取得者数／出産した労働者数　（対象者なしの場合は「―」）。
※４　非正規労働者の採用状況、有給休暇取得状況、所定外労働時間実績等についての自由記述欄。

若者の採用・育成に積極的な中小企業の皆さまへ

若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度が平成27年10月からスタートしました。

認定した企業に対して情報発信を後押しすることなどによって、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

Q「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的ＰＲを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にＰＲすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」（４ページ参照）などにも企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。 <認定マーク>
4	若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算	若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、一定額が加算されます（裏面参照）。 ①キャリアアップ助成金　②キャリア形成促進助成金 ③トライアル雇用奨励金　④三年以内既卒者等採用定着奨励金
5	日本政策金融公庫による低利融資	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）において実施している「地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率※から－0.65%での低利融資を受けることができます。 ※ 平成28年４月１日現在：中小企業事業1.30%、国民生活事業1.85%。 ※ 適用利率は、資金使途、返済期間、担保の有無、信用リスクなどに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）の詳細は、以下のＵＲＬをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/17_tiikikigyou_m_t.html
6	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されました。 ※ 公共調達における加点評価の仕組みは、原則平成28年度中に開始。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められます。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL280401派若07

Q どのような企業が認定企業になることができますか？

A 以下の認定基準を全て満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）であれば、認定企業となることができます。

＜認定基準＞

1	学卒求人※1など、若者対象の正社員※2の求人申込みまたは募集を行っていること	
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	
3	右の要件をすべて満たしていること	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること ・直近３事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下 ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下または週労働時間が60時間以上の正社員の割合が５%以下 ・前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上または年平均取得日数が10日以上 ・直近３事業年度において、男性労働者の育児休業などの取得者が１人以上または女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上※3
4	右の青少年雇用情報について公表していること	・直近３事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、35歳未満の採用者数・離職者数 ・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定などの制度の有無とその内容、平均勤続年数、役員・管理職の女性割合 ・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）
5	過去３年間に認定企業の取消を受けていないこと	
6	過去３年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※4	
7	過去３年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	
8	過去１年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと	
9	暴力団関係事業主でないこと	
10	風俗営業等関係事業主でないこと	
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	

※１ 少なくとも卒業後３年以内の既卒者が応募可であることが必要です。

※２ 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。

※３ 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業)を取得している企業については、くるみんの認定を受けた年度を含む３年度間はこの要件を不問とします。

※４ ３、４の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から３年以内であっても再申請が可能です。

＜若者の採用・育成を支援する関係助成金の加算措置について＞

１．キャリアアップ助成金
認定企業が35歳未満の有期契約労働者などを正規雇用などへ転換する場合、１人当たり最大60万円のところ、10万円を加算し70万円を支給する。　※支給額は企業規模などにより異なります。

２．キャリア形成促進助成金
認定企業が「雇用型訓練コース」「重点訓練コース」を活用した場合、経費助成率を1/2から2/3に引き上げる。
※助成率は企業規模などにより異なります。

３．トライアル雇用奨励金
認定企業が35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合、月額最大４万円のところ、５万円を支給する（最長３カ月間）。

４．三年以内既卒者等採用定着奨励金
認定企業が、学校等の既卒者や中退者が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を新たに行い、採用後一定期間定着させた場合、１人当たり最大70万円のところ、10万円を加算し80万円を支給する。
※支給額は企業規模などにより異なります。

各助成金の詳細については、厚生労働省ホームページ「事業主の方のための雇用関係助成金」をご覧いただくか、各都道府県労働局へお問い合わせください。

URL：http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

雇用関係助成金　検索

<事業年度末に認定申請を行う事業主の方へ>

－ご注意－

認定に当たっては認定日における直近の事業年度で要件を満たしている必要があり、要件確認のため、事業年度終了後１カ月以内に確認書類を提出していただく必要があります。

また、事業年度が３月末の事業主の方が３月に認定を受けた場合、新事業年度が開始した４月に改めて確認書類の提出が必要となります。

認定申請に当たっては各企業の事業年度も勘案の上、申請を行っていただくようお願いします。

<認定マークについて>

右の認定マークは、「ユースエール認定企業」であることを表すマークです。マーク中の「○○年度認定」は、認定を受けた年度を表しています。

認定企業は、事業年度ごとに認定基準を満たしているかの確認を受けることになっているため、認定基準をいつから満たし続けている企業なのかがマークから分かります。

<認定マーク>

Q 新設企業などこれから認定取得を目指している企業への措置はありますか？

A 若者雇用促進法に基づく認定基準（数値基準等）を満たしていないものの、若者の採用・育成に積極的な中小企業について、都道府県労働局、ハローワークが積極的にマッチング支援を行う事業として**「若者応援宣言企業」という制度**があります。

若者応援宣言企業になるためには、
①若者対象の正社員求人・募集を行っており、②若者の採用・育成に積極的に取り組み、③一定の労務管理体制の要件を満たし※1、④通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報※2を公表することが必要です。

※1 前ページの認定基準のうち、５以降の基準を満たすことが必要です。
※2 前ページの認定基準のうち、４の情報を公表することが必要です。

Q 「若者応援宣言企業」になると、どんなメリットがありますか？

A 若者応援宣言企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	若者の職場定着が期待	ハローワークに提出される通常の求人情報に比べて、より詳細な企業情報・採用情報を公表できます。これによって、御社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できます。
2	ハローワークなどで重点的ＰＲを実施	厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」（４ページ参照）などに企業情報を掲載しますので、御社の魅力を広くアピールできます。
3	就職面接会などへの参加の機会が増加	就職面接会などの開催についてハローワークから積極的にご案内するので、若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。
4	「若者応援宣言企業」の使用が可能	「若者応援宣言企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極的であることを対外的にアピールすることができます。※

※「若者応援宣言企業」を宣言できる期間は原則、宣言した日が属する年度の末日までです。
継続して「若者応援宣言企業」を宣言する場合は、改めて求人などを提出し、宣言基準の確認を受けてください。

⚠ **若者応援宣言企業は、ユースエール認定企業と違い、助成金の加算措置や低利融資、公共調達における加点評価の対象とならないほか、認定マークも使用することができません。**

Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

A 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。裏面の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができる場合があります。
また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただきます。
詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

<「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」について>

全国のユースエール認定企業や若者応援宣言企業の情報を掲載しているサイトです。

個別企業ごとに企業概要、雇用管理の状況、求職者に向けたメッセージなどを掲載することで、積極的な企業情報の発信と若者とのマッチングを促進していきます。

「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」

URL：https://www.wakamono-saiyou-ikusei.go.jp/search/service/top.action

ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム　検索

<企業情報（PRシート）例>

このような情報がユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システムなどに掲載されています。

ユースエール認定企業PRシート

企業名	(フリガナ) カスミガセキセイサクショ 霞ヶ関製作所						写真１	写真２	写真３
所在地	111-1111 東京都千代田区霞ヶ関0-0-0								
事業内容	金属・非金属材料を用いて、自動車部品のプレス、溶接、組立、塗装及び金型器具の設計・試作の加工から量産までの一貫生産を行っています。								
従業員数	200	設立年度	1995	事業所番号	2522-3456789				

正社員の募集、定着状況		新卒者等 ※1			新卒者等以外(35歳未満)		
		前年度	2年度前	3年度前	前年度	2年度前	3年度前
	募集状況 ※2	○	○	○	○	○	○
	採用者数 (男性)	10	10	10	10	10	10
	採用者数 (女性)	10	10	10	10	10	10
	採用者数 (合計)	20	20	20	20	20	20
	離職者数	1	2	3	−	−	−

平均継続勤務年数	20.5 年	前年度の有給休暇の平均取得日数	10.0 日／年
従業員の平均年齢※3	37.0 歳		
前年度の育児休業の取得状況※4	(男性) 1 人／10 人 (女性) 20 人／20 人	前年度の月平均所定外労働時間	(月平均) 20.0 時間
役員・管理職の女性割合	(役員) 20.0 %	(管理職) 20.0 %	

研修制度	新人研修(入社前研修、各職場でのOJT社内教育、教育機関での講習受講)、安全教育		
自己啓発支援制度	技能免許取得費用負担		
キャリア・コンサルティング制度	キャリア・コンサルティング		
メンター制度	(有)・無	社内検定制度	社内検定制度(品質)
企業HP	http://www.mhlw.go.jp/		
企業採用ページ	http://www.mhlw.go.jp/		

社長や先輩職員からのメッセージ	(社長) 「最先端の技術と真心でお客様の信頼に応え、より良い社会に貢献する」を社是としています。共感して下さる方のご応募をお待ちしています。 (先輩職員) 当社は若い人も多く、活気があります。社内はコミュニケーションが活発ですので、すぐに溶け込むことができると思います。分からないことがあれば丁寧に教えますので、何でも聞いて下さい！			
求める人物像・選考基準	ものづくりに興味のある方。協調性と意欲、向上心のある方。 自ら考え行動できる方。まじめで集中力のある方。			
福利厚生制度	各種社会保険完備、財形貯蓄制度、勤続表彰、単身用社宅			
インターンシップ受入	(可)・否	・実施できる内容：現場での実務研修		
	・受入可能時期：1月	・受入人数：20		
職場見学・職場体験の受入	(可)・否	・実施できる内容：会社概要の説明		
	・受入可能時期：12月	・受入人数：10		
出張講話の可否	(可)・否	求人番号	○○○○-○○○○○○○	○○○○-○○○○○○○ ○○○○-○○○○○○○
非正規の職場情報※5	女性育児休業取得率50% 所定外労働時間実績5時間			
備考				

○事業所ＰＲシートをご覧になった方へ！
この事業所ＰＲシートは、35歳未満の方を対象とした内容（ユースエール認定企業）となっております。予めご了承下さい。
○事業所番号、求人番号はハローワークで求人を受理した場合に記載されます。なお、既に充足している場合、求人番号が空欄になるかリンク先においてその旨表示されます。

※1　新規学校卒業者及び既卒３年以内の者で新規学校卒業者と同等の処遇を行う正社員に就職をした者。
※2　正社員の募集を行った年度に○を付している。
※3　正社員の募集・定着状況及び平均継続勤務年数の参考値として任意の情報提供を求めている項目です。
※4　【男性】育児休業等の取得者数／配偶者が出産した男性労働者の数【女性】期間内の取得者数／出産した労働者数　(対象者なしの場合は「−」)。
※5　非正規労働者の採用状況、有給休暇取得状況、所定外労働時間実績等についての自由記述欄。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。
（低利融資の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください）